

「みんなのでつくり育む  
活気あふれる  
交流拠点都市おけがわ」をめざして

桶川市長 岩崎正男



新年明けましておめでとうござ  
います。市民の皆様におかれまし  
ては、健やかに新春をお迎えのこ  
ととお慶び申し上げますとともに、  
市政への日々変わらぬご協力に對  
しまして、心から御礼を申し上げ  
ます。第五次総合振興計画に定め  
た本市将来像である「みんなのでつ  
くり育む活気あふれる交流拠点都市  
おけがわ」の実現のため、誠心誠意  
努力して参りますので、本年もど  
うぞよろしくお願い申し上げます。  
さて、昨年3月の東日本大震災、  
福島原発事故により被災された  
方々の生活は一変してしまいました。  
桶川市では防災協定都市である真  
岡市に救援車両を即日派遣し災害  
支援を行いました。家族、職業、  
そして住む場所まで奪われ、今な  
お避難生活を余儀なくされている  
多くの方々のことを考えますと胸が  
つぶれる想いです。  
近年、国内外を問わず各地で自  
然災害が多発しており、関東地方  
でも、近い将来大きな地震が発

生する危険性が指摘されています。  
市といたしましても様々な災害を想  
定し、体制を整えてはおりますが、  
巨大な災害に対しては、行政の力  
だけで対応しきれるといふもので  
はありません。  
災害発生時にいち早く力を発揮  
し大きな助けとなるのは地域の結  
束力であり、日頃から地域に根ざ  
した活動を行っている自主防災会や  
消防団の方々に大変重要な役割を  
担っていただいているということは  
言うまでもありません。被害を少  
しでも食い止められるよう、励ま  
し合い、助け合える、そういったコ  
ミュニティーの強化が何より大切で  
あるとの思いを新たにしているこ  
ろです。  
今年、例年実施している地域  
防災訓練を市内全地域において実  
施いたします。どうか多くの皆様  
にご参加いただき緊急時に備えて  
いただきますようお願い申し上げ  
ます。

さて、桶川市では平成23年度から  
第五次総合振興計画を基本理念とし  
たまちづくりを進めておりますが、  
長年の課題でもある駅東口周辺地域  
の整備推進につきましては、多くの  
住民の方々が強く望まれる事業です。  
今後も県と協議を重ね皆様のご期待  
に沿えるよう推進して参ります。また、  
住環境の整備のため継続している区  
画整理事業の早期完了を目指して引  
き続き努力して参ります。  
子育て環境の充実として、7月に  
は日出谷保育所と子育て支援セン  
ターがオープンし、12月には小学  
敷地内に日出谷放課後児童クラブが  
移設されます。教育施設の耐震化  
も平成24年度中に市内の全ての小  
中学校で完了し、授業中の子ども  
たちを地震から守れる体制が整いま  
す。また、子宮頸がん、肺炎球菌など  
を防ぐ任意予防接種や、妊婦さんが安  
心して出産に臨めるよう妊婦健診に  
対する助成も引き続き実施して参  
ります。  
今後も市民の皆様への参画、協働の  
もとに「信頼と対話」を念頭におき  
ながら、重要課題について全力を挙  
げて取り組んで参りますので、市民  
の皆様の一層のご理解とご協力をお  
願ひ申し上げます。  
末筆ながら、皆様方のご健勝とご  
多幸を心より祈念し、新年のご挨拶  
とさせていただきます。

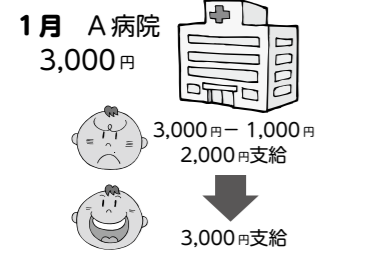
平成24年1月受診分から、  
ひとり親家庭等医療費の  
自己負担金を廃止します!!

ひとり親家庭等医療費支給制度は、ひとり親  
家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉の  
増進を図ることを目的として、保険診療の一部  
負担金（高額療養費、附加給付金を除く）を  
助成するものです。  
市では、更なる健康の増進と経済的な負担の  
軽減を図るために、平成24年1月受診分より、  
\*自己負担金を廃止します。

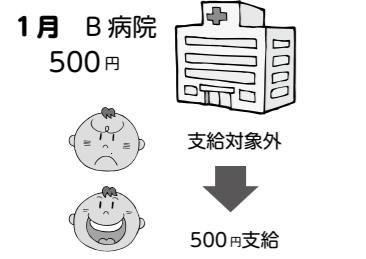
なお、「医療機関に医療費をお支払い後、ご本  
人様の申請により、市からひとり親家庭等医療  
費を支給する」という方法については、変更あり  
ません。

\*自己負担金とは、住民税課税世帯の人が、医療機関に通院  
した場合、1か月にかけた医療費から、医療機関ごとに、  
1,000円、入院の場合、1日につき1,200円を差し引  
いて支給していただきます。（調剤薬局分は、除く）

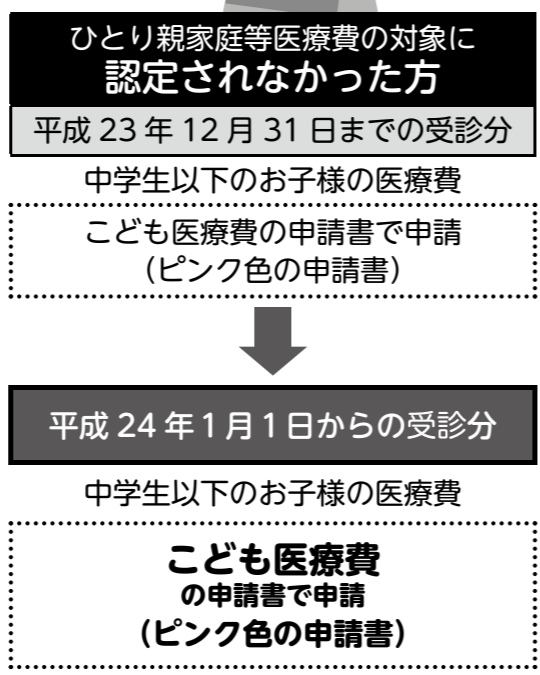
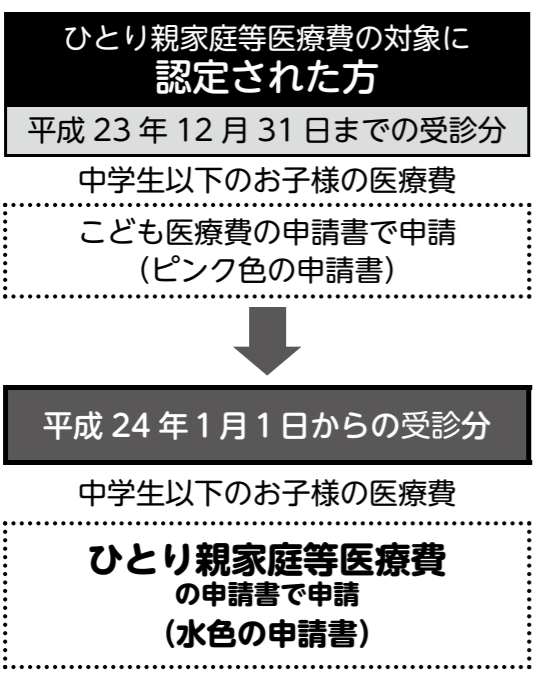
例1  
医療費が1,000円を超える場合



例2  
医療費が1,000円以下の場合



ひとり親家庭等医療費の  
申請方法が変わります



詳しくは☎こども支援課



# 所得税の還付(税金が戻る)申告受付

税務署では、自宅で確定申告書が作成できる国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用を勧めています。また、電子証明書を準備していただくと、自宅のパソコンからe-Taxで確定申告書などの提出ができます。ぜひご利用ください。

※詳細は、広報と一緒に配布する「上尾税務署からのお知らせ」をご覧ください。

上尾税務署  
〒362-8504 上尾市西門前577  
代表電話  
☎770-1800 (自動音声案内)

## 申告の対象となる人は

給与所得者やパートの方の所得税は、勤務先で年末調整が行われ、税額が確定した場合は、確定申告は必要ありません。

しかし、平成23年中に左の表の要件に合う方は、確定申告をすることにより、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。お早めに申告をしてください。

## 申告のとき必要なもの

- 筆記用具・電卓
- 印鑑
- 所得を証明する書類(源泉徴収票など)
- 社会保険料(国民健康保険や介護保険など)を支払った証明書や領収書
- ※ 国民年金保険料については控除証明書が必要で、
- 生命保険料・地震保険料などの支払証明書
- 『医療費の明細書』および領収書
- ※ その他については、上尾税務署へ問い合わせてください。

## 所得税の還付対象(確定申告が必要です)

- 年金受給者で所得税を源泉徴収されている人  
平成23年中に年金から所得税を源泉徴収されているとき。  
※ 年金所得者の申告不要制度につきましては、10ページをご覧ください。
- 医療費控除を受ける人  
・ 本人や家族の医療費を支払い、一定金額を超えるとき。  
・ 要介護の認定を受けられた人が、施設に入所していたり住宅サービスを受けたりした場合で、医療費控除対象額が一定の金額を超えるとき(介護保険料は、社会保険料控除の対象になります)。  
詳しくは☎高齢介護課
- 会社などを中途退職した人  
平成23年中に会社などを退職した後、再就職していないとき。
- 住宅借入金等特別控除を受ける人  
住宅ローンを利用して住宅を新築、購入、または増改築をした場合で、一定の要件に該当するとき。



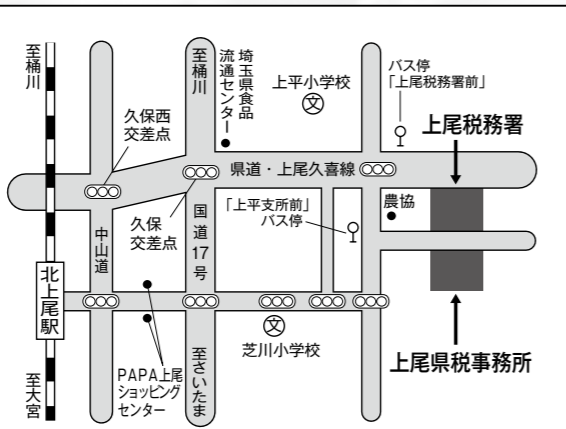
## 申告書用紙について

確定申告書や確定申告に必要な各種様式は、国税庁ホームページに掲載しており、印刷してご利用になれます。また、上尾税務署にも用意されています。

前年の申告状況により上尾税務署から発送される場合は、1月末頃となる予定です。

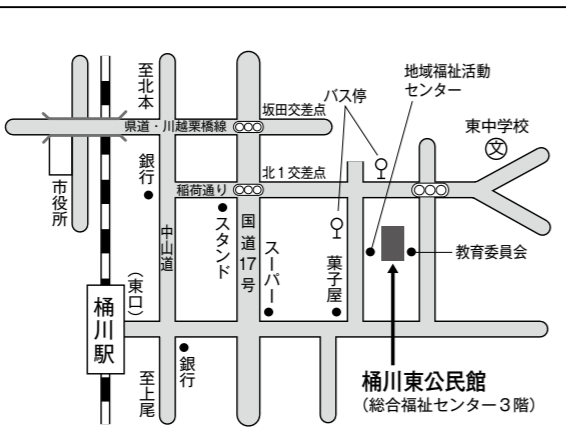
市役所税務課には1月末以降に用います。

臨時会場となる桶川東公民館には、申告受付日のみ設置します。右ページの日程をご確認のうえ、お越しください。



■ 上尾税務署  
〒362-8504  
上尾市大字西門前577番地

- ・ 北上尾駅東口から徒歩約20分
- ・ 上尾駅東口から朝日バス(羽貫駅行)(伊奈総合高校行)に乗りし「上平支所前」下車徒歩3分
- ・ 上尾市内循環バスぐるっとくん(上平循環)・(東西循環)に乗りし「上尾税務署前」下車
- ・ 北上尾駅東口からけんちゃんバス(伊奈総合高校行)に乗りし「上尾税務署前」下車



■ 桶川東公民館  
〒363-0012  
桶川市末広2-8-29  
(総合福祉センター3階)

- ・ 桶川駅東口から徒歩約25分
- ・ 桶川駅東口から桶川市内循環バス(べにばなGO)「東循環」「東西循環」に乗りし、「総合福祉センター」下車徒歩1分
- ・ 桶川駅東口から朝日バス「加納循環」に乗りし「総合福祉センター」下車徒歩3分

## 所得税還付申告の受付

- 「上尾税務署」
- 受付期間 ▶ 1月4日(水)以降  
(2月19日、26日以外の土・日曜日、祝日を除きます。)
- 相談時間 ▶ 午前9時～午後5時
- 《確定申告の内容に関するお問い合わせ先》  
代表 ☎770-1800 (自動音声案内)  
電話が繋がると音声案内が流れますので、ご用件に応じた番号をお選びください。

## 市での所得税還付申告の臨時受付

- 会場 ▶ 桶川東公民館
- 受付期間 ▶ 右下の表のとおり
- 受付対象者 ▶ 次の①②を満たす方
- ① 給与所得者または年金所得者
- ② 確定申告書Aで申告する方
- ※ 東日本大震災による雑損控除の申告をされる方、事業所得、農業所得、不動産所得、土地や株式等の譲渡所得など確定申告書Bで申告する方は、桶川東公民館では受け付けできません。

## ご協力をお願いします

医療費控除を受ける方は、1月号広報と一緒に配布する「上尾税務署からのお知らせ」の中にある『医療費の明細書』に記入のうえ、医療費を受けた人ごとにまとめた領収書と一緒に持参してください。

※ 未記入の場合は、申告会場で『医療費の明細書』に記入していただくから、申告受付に並んでいただくこととなります。

※ 申告会場にはコピー機がありませんので、必要な書類は必ずコピーしておいてください。

※ 前年の申告書の控えがある方は、ご持参ください。

※ 桶川東公民館では申告に関する問い合わせにお答えできません。  
詳しくは☎税務課

## パソコンで確定申告書が作成できます

確定申告書の作成には、大変便利な国税庁のホームページ「所得税の確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

- ◆ 国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>
  - ◆ e-Tax (国税電子申告・納税システム)  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
- 自宅やオフィスから、インターネットを利用して申告・納税できます。

## 税源移譲により 所得税から住宅ローン控除額を 引ききれなかった方へ

対象：平成11年1月1日から  
平成18年12月末までに入居した方

税源移譲により所得税が減額になり、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、翌年度の市県民税から控除することができます。

平成21年分から給与支払報告書(源泉徴収票)の様式が改正され、その記載内容に基づいて市県民税での住宅ローン控除額が計算されますので、市町村への申告は不要です。

## 税理士による還付申告無料相談

- とき ▶ 2月2日(木)～15日(水) (土・日曜日、祝日を除く)
- ところ ▶ 税理士事務所 (市内)
- 対象 ▶ 次のいずれかに該当する方
  - ① 年金受給者(年金収入が600万円以下)
  - ② 給与所得者(給与収入が600万円以下)で医療費控除を受ける方
  - ③ 平成23年中に退職した方
  - ④ 年末調整が済んでいない方
- 申込み ▶ 関東信越税理士会上尾支部または最寄りの税理士事務所へ電話で申し込みください。(午前9時30分～午後4時)
- 問合せ ☎ 関東信越税理士会上尾支部 ☎776-8777

## 青色申告者対象の 決算個別指導会と納税相談会

- 決算個別指導会… 2月13日(月)、14日(火)
- 納税相談会… 3月5日(月)、6日(火)
- 受付時間 ▶ 午前9時30分～11時30分  
午後1時00分～3時30分
- ところ ▶ 桶川市商工会館
- 問合せ ☎ 桶川市商工会 ☎786-0903